

○内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、告示第二号

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律(平成二十九年法律第二十八号)第二十八条の規定に基づき、次の者を認定医療情報等取扱受託事業者として認定したので、同法第二十九条において準用する同法第八条第五項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和二年七月三日

内閣総理大臣 安倍 晋三  
文部科学大臣 萩生田光一  
厚生労働大臣 加藤 勝信  
経済産業大臣 梶山 弘志

- 一 認定医療情報等取扱受託事業者の名称及び住所  
ICI株式会社  
東京都文京区本駒込六丁目一番二十一号
- 二 認定を受けた日  
令和二年六月三十日